

【区域区分見直し】八幡東区の見直し候補地の修正案等について(報告)

1 区域区分見直しの目的

市街化区域内の災害リスクの高い地域や人口密度の低下が見込まれる地域などを、新たな住宅地開発等により市街化が広がらないよう、市街化調整区域へ見直すもの。

2 候補地修正案の検討の考え方

本取組では、安全性や利便性等の客観的評価や現地調査を踏まえて候補地を選定し、その候補地は住民等の意向を踏まえて修正していくこととしている。

八幡東区では、住民等から客観的評価指標では量れない意見をいただいた。

〔いただいた意見(抜粋)〕

- ▶ 住民の取込みや入替えがしやすい市街化区域を維持し、コミュニティを維持・増進したい
- ▶ ハウスメーカー等に売却や借家等ができる市街化区域を維持し、土地・建物を活用したい

市としては、多くの地域において、今後もコミュニティ活動や土地・建物の活用を進める等、引き続き居住環境を維持していく意向であると受け止め、住民等の意見を反映させた八幡東区の候補地修正案を作成する。

3 八幡東区の候補地修正案の状況

	面積	人口	建物数
当初候補地	約 292ha	約 10,000 人	約 5,400 棟
候補地修正案	約 88ha	約 430 人	約 190 棟
当初候補地に対する割合(%)	約 30%	約 4%	約 4%

※人口は平成27年 国勢調査、建物棟数は平成27年 都市計画基礎調査結果による

4 八幡東区以外の6区の候補地修正案の公表

八幡東区以外の6区についても、本年2月末までの意見書に基づいて修正案を作成し、本年4月に公表する。

5 今後の進め方

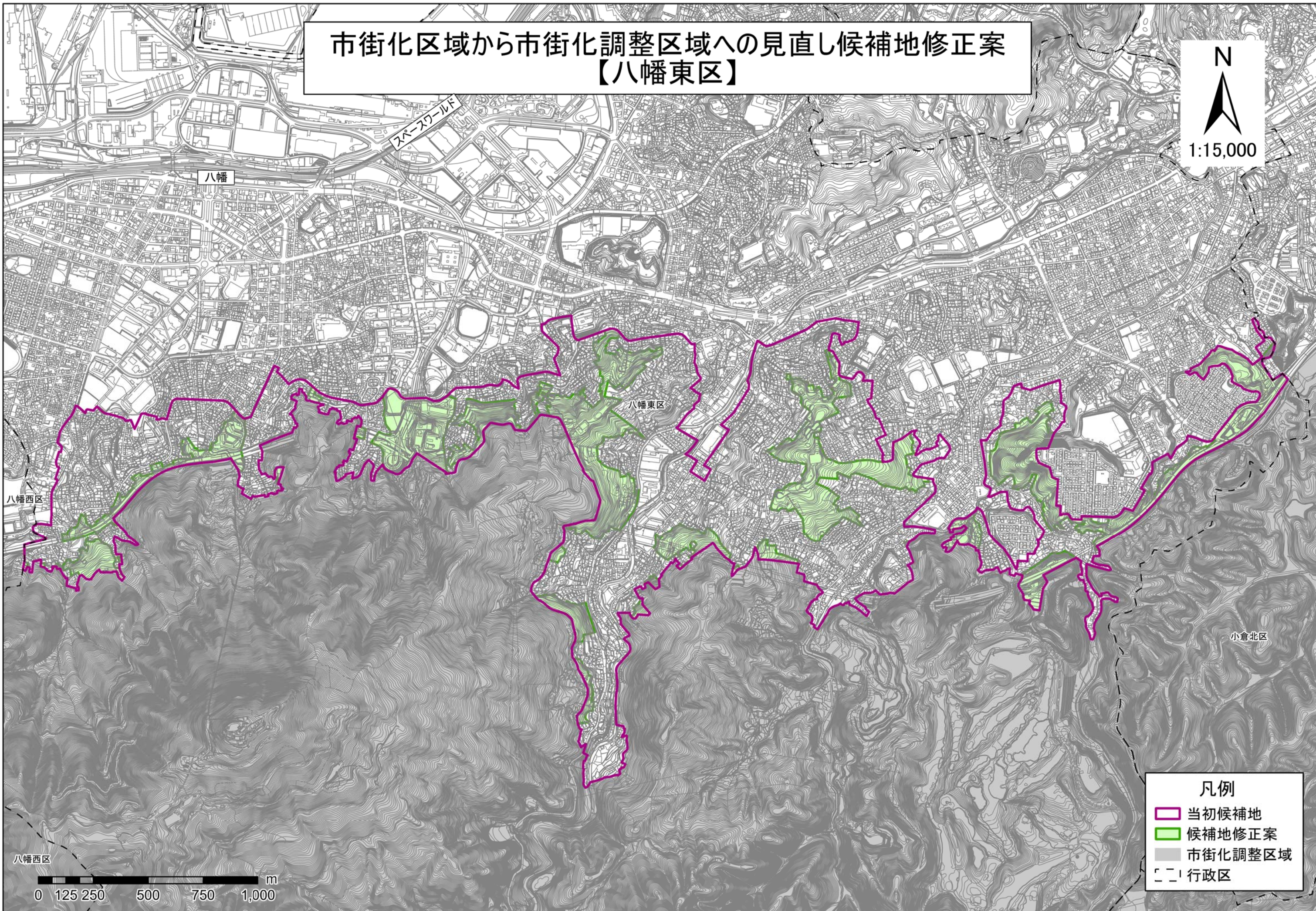
(1) 八幡東区や他の6区の候補地修正案の説明会

本年夏頃に八幡東区と他の6区の修正案の説明会を開催する。

(2) 意見書の提出

今後も引き続き、説明会等で、修正案に対する意見書(「市街化区域の維持を希望」など)の提出をお願いしていく。なお、頂いた意見書は、今後の修正案や都市計画原案に再度反映していく。

市街化区域から市街化調整区域へ の見直し候補地修正案 【八幡東区】



- 凡例
- 当初候補地
 - 候補地修正案
 - 市街化調整区域
 - 行政区